



令和7年1月30日

長和町長 羽田 健一郎 様

長和町国民健康保険運営協議会
会長 田福 光規



長和町国民健康保険税の改定について（答申）

令和7年1月17日に長和町長から諮問を受けた標記の件について審議した結果、下記のとおり答申する。

記

本協議会では、平成30年度から施行された国民健康保険制度改革の内容を踏まえて、長和町の国保財政の持続的で安定した運営と被保険者負担のあり方について審議を行ってきた。その結果、県の示す標準保険税率に基づき賦課方式を3方式とすること、税負担に急激な変化が生じないように税率改定を段階的に行うこと、国民健康保険事業基金からの繰入により激変緩和を行うべきであるとの結論を得た。

国保財政の状況を見ると、医療費の増加が国保事業納付金が増加する要因であることから、今後の国保運営の大きな負担になることが予想される。町には、引き続き、収支バランスに注視いただき、安定運営にご尽力いただくようお願いしたい。

以上を踏まえ、本協議会は以下のとおり答申するものである。

1 令和7年度の税率について

令和7年度の税率は下表のとおりとするべきである。

	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
医療分	100分の6.85	100分の1.00	21,000円	19,600円
後期支援金分	100分の2.90	100分の4.00	8,400円	7,600円
介護保険分	100分の2.00	100分の7.00	8,700円	6,400円

2 適用の時期

令和7年度の国民健康保険税から適用する。